

特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
令和5年度京都府未利用地活用再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議（以下「当法人」という。）は、事業者の地球温暖化対策の推進とともに、コロナ禍において原油価格・物価高騰による経費の増加を消費者に転嫁することが困難な状況にある中小企業等の事業継続と経営改善を支援するため、中小企業者等に対し、駐車場等の自社の未利用地を活用した太陽光発電設備等の導入を支援し、発電した電力を自ら消費することで経営効率化に寄与する取組を緊急的に実施する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に事業所を有する次の各項に規定する中小企業者等（京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）第16条第2項に規定する特定事業者及び第22条に規定する特定建築主並びに京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）第7条の2第1項に規定する準特定建築主を除く。）とする。

(1) 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するものとし、以下の項目に該当する者を除く。）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

(2) 有限責任事業団体（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの）

(3) 医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。）

(4) 社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下のものに限る。）

(5) 前各号に準じるもので、当法人理事長が、特に交付の必要があると認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は補助対象者とならないものとする。

(1) 京都府税を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (6) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (9) 補助対象者が第3号から第7号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（第8号の場合を除く。）に、当法人が補助対象者に対して当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、下表に定めるとおりとする。

補助事業の内容	補助対象経費	補助額
1 府内に事業所を有する中小企業者等が当該事業所内の駐車場等の未利用地（カーポート以外の建築物を除く。）を活用した太陽光発電設備（パワーコンディショナーの最大定格出力が5kW以上であるものに限り、太陽光発電一体型/搭載型カーポートを含む。）を導入する事業（次のいずれにも該当するものに限る。） （1）発電した電力の使用方法については、自己消費を目的とし、固定価格買取制度等による全量売電をしないこと。 （2）発電した電力を効率的かつ、災害時の自立分散型電源として利用する蓄電機能を有するア又はイを導入する事業（ただし、イについては導入済みの場合を含む）であること。 ア 定置用蓄電池 イ 車載型蓄電池（電気自動車又はプラグインハイブ	設計費、設備費、本工事費、付帯工事費、機械器具費並びに測量及び試験費※（消費税及び地方消費税に相当する額を減額した後の金額とする。）	補助対象経費の2分の1（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。） ただし、蓄電機能として車載型蓄電池を用いる場合は、車載型蓄電池を除く補助対象経費の2分の1の額に、車載型蓄電池の補助額として10万円（定額）を合計した額とする。

リッド自動車であり外部給電が可能なもの）及び充 放電設備（V2H） （３）発電した電気をその設置場所において非常時等に 一般の利用に供するための外部給電機能を有する災害 時（停電時）用コンセントを導入する事業であるこ と。		
２ １に加えて、次の機器を設置する事業。 （１）発電量計測機器 （２）発電量等見える化機器 （３）車載型蓄電池の充電設備		

※車載型蓄電池（初度登録済車両）及び導入済みの充放電設備（V2H）の取得に要する経費を除く。

（交付の申請）

第４条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、様式第１号による交付申請書に様式第２号、様式第３号及び様式第４号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに当法人理事長に提出しなければならない。

２ 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第６号による事前着手届を当法人理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付の決定）

第５条 当法人理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

２ 当法人理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第６条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第７号による変更承認申請書を当法人理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更についてはこの限りではない。

- （１）事業の実施場所の変更
- （２）補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- （３）その他計画内容の大幅な変更

（事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第8号による事業の中止（廃止）届を当法人理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに当法人理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 当法人理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

2 補助事業者は、建築に着手する前に、当法人理事長に建築確認済証の写しを提出しなければならない。又は、都市計画区域外にあっては、「建築工事届」が受理されたことの分かる書類を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第9号による実績報告書に、様式第10号のほか次の各号に掲げる書類を添えて当法人理事長に提出しなければならない。

- ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（発注書、請書等）の写し
- イ 補助設備の設置完了が分かる書類（納品書、出荷証明書、工事完了書等）の写し
- ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書と振込依頼書、領収書）の写し
- エ 事業の実施状況を確認できる写真
- オ 建築確認済証の写し又は建築工事届が受理されたことの分かる書類
- カ PPA 又はリース契約の場合、PPA 事業者又はリース事業者と需要家（共同事業者）の間で締結された契約書（写）
- キ その他、必要と認める資料

2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、当法人理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

（額の確定等）

第11条 当法人理事長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交

付額を決定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第11号による請求書により、補助金の交付を請求するものとする。

2 当法人理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付取消等）

第13条 当法人理事長は、次の各号に該当する場合は、補助金の額を確定した後においても、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が本要綱、交付決定の内容又はこれを附した条件に違反したとき

（2）補助事業者が第2条に規定する補助対象者又は第3条に規定する補助対象事業の要件を欠くに至ったとき

（3）補助事業者が申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき

（4）補助事業者が破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立をしたとき

（5）当法人理事長が第7条による事業中止（廃止）届を受理したとき

（6）当法人理事長が法令違反など社会通念上不適切な行為と認めたとき

（7）当法人理事長が被災等により補助対象事業の遂行ができないと認めたとき

2 前項の規定により取消又は変更の決定を行った場合には、当法人理事長は速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、様式第12号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内（以下「法定耐用年数」という。）又は交付決定の日から10年のいずれか短い

期間において、当法人理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

- 3 補助事業者は、前項の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第13号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ当法人理事長の承認を受けなければならない。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（補助金の詳細）

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、当法人理事長が別に定める。

（附則）

この規程は、令和5年4月19日から施行する。